

# 緊急通行車両事前届出手続及び留意事項について

香川県警察本部交通規制課

## 1 緊急交通路とは

災害対策基本法等に基づき、大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときに、**緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限**する道路の区間又は区域を言います。

この場合、標識の設置又は警察官の現場指示により通行禁止等の規制を実施します。

緊急交通路を示す標識→



## 2 緊急通行車両とは

緊急交通路を通行することができる車両です。

- (1) 道路交通法にいう緊急自動車（警察車両、消防車両等）及び、



etc

- (2) 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で**緊急通行車両確認証明書**及び**緊急通行車両確認標章**の交付を受けた車両を指します。



緊急通行車両確認標章

## 3 緊急通行車両確認標章の交付を受けることができる要件は

- (1) **地方公共団体・指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関**（以下「指定行政機関等」と言います）の保有車両  
（※指定行政機関等については、香川県警察のHPに一覧を掲載しています）
- (2) **指定行政機関等との契約・協定等により、災害時に使用される予定のある車両**

法律の趣旨が、災害時に一般車両の通行を規制し、指定行政機関等の車両又は指定行政機関等と契約や協定等を結び、災害応急対策等の活動を行う必要のある会社、法人、団体等の車両に限定して通行を認めることにあるため、車検証の使用者欄が、指定行政機関等又は契約等を結んだ法人等である必要があります。

つまり、災害応急対策に使用する予定のある車両であっても、一般車両との区別が実質的に不可能である純粋な個人所有の車両については、原則、緊急通行車両の交付及び次に示す事前届出の対象とはなり得ませんのでご注意ください。

#### 4 緊急通行車両確認標章の交付を受けるには

- (1) 緊急通行車両等事前届出書による届出（災害発生後の審査が省略されます）  
事前届出書による届出→（審査）→事前届出済証の交付→  
☆災害発生☆→警察署等における交付手続（審査不要）→証明書等交付
- (2) 事前届出未届け時の申請（災害発生後に審査を行いません）  
☆災害発生☆→警察署等における交付手続→（審査）→証明書等交付

※災害発生時には、事前届出済車両に対する標章交付を優先して行います。  
 ※事前届出未届け時の審査については、必要な書類の提出をお願いする場合があります。ほか、審査には相応の時間を要します。

#### 5 事前届出の手続に必要な書類は

- (1) 緊急通行車両事前届出書（香川県警察の HP からダウンロードできます）  
記載例は下記に示すとおりです。

|   |  |   |
|---|--|---|
| 別記様式第1<br>地震防災<br>災害 応急対策用<br>原子力災害<br>国民保護 措置用<br><br><b>緊急通行車両等事前届出書</b><br>平成〇〇年〇〇月〇〇日<br>香川県公安委員会殿<br>届出者住所 香川県〇〇市〇〇町〇〇〇番地<br>(電話) 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇<br>〇〇株式会社 〇〇支店<br>氏名 支店長 〇〇 〇〇 |  | 緊急通行車両等事前届出済証<br><br>この灰色の部分は記載<br>しないでください |
| 番号標に表示<br>されている番号<br><b>香川 〇〇 〇 1234</b>  | (注)1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基き、交通規制が行われたときは、この届出済証を   |   |
| 車両の用途（緊急<br>輸送を行う車両に<br>あっては、輸送人<br>員又は品名）<br><b>施設及び設備の応急の復旧に関する活動等</b><br>（指定公共機関等に指定されていない場合は（指定公共<br>機関である〇〇との契約により、上申書のとおり〇〇<br>施設及び設備の応急の復旧を行なう）等と記載）                       | 「車両の用途」欄記載例<br>1 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する活動<br>2 消防、水防その他の応急措置に関する活動<br>3 被災者の救護、救助その他保護に関する活動<br>4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する活動<br>5 施設及び設備の応急の復旧に関する活動<br>6 清掃、防疫その他の保健衛生に関する活動<br>7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に<br>関する活動<br>8 緊急輸送の確保に関する活動<br>9 災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する活動 |   |
| 使用者<br>住 所<br><b>香川県〇〇市〇〇町〇〇〇番地</b><br>(〇〇〇) 〇〇局〇〇〇番<br>氏 名<br><b>〇〇株式会社</b>  |  |   |
| 出 発 地<br><b>香川県〇〇市</b>  |  |   |
| (注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を説明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部に提出してください。   |  |   |
| 備考 1届出者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができます。<br>2用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。   |  |   |

車検証の使用者欄の内容を記載してください

申請書については、同じ書類を2部（2通）用意してください。  
 特に「車両の用途」欄の記載誤りが多いので、記載例の『「車両の用途」欄記載例』の1～9のいずれかに該当する活動目的を記載するようにお願いします。

## (2) 上申書

(上記 3 の(1)に該当する指定行政機関等の車両は不要です)

上申書に代えて、上記 3 の(1)に該当する指定行政機関等と締結した契約書・協定書等の写しでも結構です。

上申書の記載例 →  
(香川県警察 HP にも掲載)

## (3) 自動車検査証

車検の有効期間内のものに限り

The image shows a sample application form titled "上申書の記載例" (Example of Application Form). At the top, it says "平成〇〇年〇〇月〇〇日" (Heisei 00 Year 00 Month 00 Day) and "香川県公安委員会" (Kagawa Prefecture Public Safety Commission). There are fields for "〇〇会社〇〇支店" (Company Branch) and "支店長 〇〇 〇〇 〇〇" (Branch Chief). A note says "地方公共団体または指定行政機関等において作成して下さい。印は法人印又は代表者印を押し付けてください。" (Please create at a local public body or designated administrative agency. Seal should be the corporate seal or representative seal). The title "上 申 書" (Application) is in the center. Below it, a note says "〇〇活動とは下記に記載の1～9による" (〇〇 activity is based on 1-9 listed below). The main text reads: "緊急通行車両等の事前届出にあたり、大規模災害発生時の〇〇活動を行うにあたり、関係会社である〇〇会社の車両・人員が必要不可欠であることから、災害応急対策用の緊急通行車両として、事前届出の御手承をお願いします。" (When applying for emergency vehicle advance registration, and in order to carry out 〇〇 activities in the event of a large-scale disaster, since the vehicles and personnel of the related company 〇〇 are indispensable, we request your cooperation in advance registration as emergency vehicles for disaster response measures.) Below this is a list of activities: 1 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する活動, 2 消防、水防その他の応急措置に関する活動, 3 被災者の救護、救助その他保護に関する活動, 4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する活動, 5 施設及び設備の応急の復旧に関する活動, 6 清掃、防疫その他の保健衛生に関する活動, 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する活動, 8 緊急輸送の確保に関する活動, 9 災害の発生の防範又は拡大の防止のための措置に関する活動. At the bottom right, it says "以上" (Above).

## 6 事前届出を行う申請先や申請時間は

### (1) 申請先

警察本部交通規制課 又は

警察署交通課 (届出をしようとする自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署)

### (2) 申請時間

月曜日～金曜日 (12月29日～1月3日及び祝日は除く)

午前8:30～午後5:15 (申請から交付までには1～2週間ほど要します)

## 7 事前届出済証が交付された後の手続は

事前届出をすれば警察本部で書面による審査を行い、事前届出済証を交付します。

この時、確認証明書 (一部空欄のもの) も封筒に同封してお渡ししますが、**封筒は開封しないでください。**

大規模災害が発災し緊急交通路が指定された場合は、最寄り又は目的地に向かうまでの警察署 (県内外を問いません) にこの封筒を提出し、右に示す確認標章等の**交付を受けてください。**

標章は車両前面の見やすい場所に**掲示**し、確認証明書は必ず**携帯**してください。

緊急交通路が設定された区間や区域では、検問所が設置され、標章等の確認を行いますので、掲示した標章や確認証明書を検問所の警察官に提示して下さい。



## 8 もし事前届出済証を紛失したり破損した場合は

再交付の手続をしてください。届出方法は新規に届出をするときと同じです。

紛失した場合は紛失した理由を記載した理由書を添付して下さい。

破損又は汚損した場合は、元の届出済証を返還して下さい。

紛失時の理由書→

|   |
|---|
| 平成〇年〇月〇日                                |
| 香川県公安委員会殿                               |
| 〇〇新聞株式会社                                |
| 支社長 〇〇〇〇印                               |
| 理 由 書                                   |
| この度、以下の車両の緊急通行車両等事前届出済証を紛失しましたので届出をします。 |
| 今後は管理を徹底し、紛失防止に努めます。                    |
| 車両番号 香川〇〇〇さ〇〇〇〇                         |
| 以 上                                     |

## 9 車を変更した場合や必要がなくなった場合は

届出済証を返還して下さい。

車両の買換え等で車を変更した場合は、新規に届出をしてください。

## 10 緊急通行車両確認標章が必要なくなった場合は

大規模災害が発生し、実際に標章を使用した後などは、速やかに最寄の警察署又は警察本部交通規制課に返還し、必要に応じて新たに事前届出をしてください。

## 11 申請や手続きについてのお問い合わせは

香川県警察本部交通部交通規制課（087-833-0110）

又は、最寄りの警察署交通課へお願いします。

お問い合わせの時間等は

月曜日～金曜日（12月29日～1月3日及び祝日は除く。）

午前8：30～午後5：15

です。

また、申請書類や手続き、記載例等は、香川県警察ホームページに掲載しています。

（香川県警察トップページ→各種申請・手続→緊急通行車両事前届出）